令和9・10年度　伊佐市建設工事入札参加資格における格付審査基準

項　目	内　容	
格付工種	土木一式・建築一式・舗装・上水道・管・電気・解体	
総合点数	客観的事項評価点数＋主観的事項評価点数	
1客観的事項評価点数	経営事項審査の総合評定値（P点）	
2主観的事項評価点数		上限
(1) 工事成績	市発注工事の格付工種ごとの契約額と工事成績を用いて点数化 今回は除外する。 ・土、舗、上水、電気、管　5年間(R3～R7) ・建築　7年間(R1～R7)	
(2) 技術職員	建設工事に係る2級以上(技士補含む)の有資格者((※1基準日)時点で3か月以上の継続雇用者（社会保険加入等。個人事業主を含む。))を以下のとおり加点する。 ただし、佐市内の事業所に所属している者を加点対象とする。 ①1級の有資格者数　×4点 ②1級技士補の有資格者数 × 3点 ③2級の有資格者数　×2点 ④2級技士補の有資格者数 ×1点	80点
(3)加点事項		
ア　完成工事高	伊佐市工事の発注工事種別ごとに、それぞれの受注者の請負金額の合計額を2または5または7(参入期間がそれより短い場合は、参入年数)で除して、市工事完成工事高を完成工事高評価換算表で評価換算する。 ・土、舗、上水、電気、管　5年間(R3～R7)　・建築　7年間(R1～R7) ・解体　2年間(R6～R7)	120点
イ　研修会参加	令和6・7年度に開催した県主催の経営研修会、建設技術者研修会、建築関係技術者研修会、舗装施工管理技術者・舗装診断士講習会に参加した者に各研修会につき1点を加点する。（各年度3点まで）	6点
ウ　建設業関係表彰	令和6・7年度に受賞した国・地方公共団体又は公的団体からの企業表彰及び国・県からの技術職員に対する個人表彰に対し、各表彰3点、各年度6点までを加点する。 ただし、個人表彰については、伊佐市内の事業所に所属している者とする。	12点
エ　品質マネジメントシステム認証取得	基準日において、ISO9000シリーズの有効な認証を取得している者に10点を加点する。	10点
オ　労働安全衛生マネジメントシステム認証取得	基準日において、ISO45000シリーズ、OHSAS、COHSMS、CompactCOHSMSのいずれかの有効な認証を取得している者に20点を加点する。	20点
カ　舗装機械保有（※2）	基準日において、アスファルトフィニッシャー、マカダムローラー、タイヤローラー（ロードローラー）、モーターグレーダーを所有している者（1年以上の長期リース含む）に各5点を加点する。※舗装機械の保有又は1年以上の長期リースをしている者を舗装の格付けの対象とする。	25点
キ　ボランティア活動	令和6・7年度に市内の公共施設等への愛護活動、市内の地域における奉仕活動を行った者に次のとおり加点する。 ①年5回以上：9点 ②年3回以上：6点 ③年1～2回3点	18点
ク　障がい者雇用	基準日において障がい者を常勤雇用している者に次のとおり加点する。 ①法定雇用率適用事業者　雇用率以上　5点 ②法定雇用率非適用事業者　1人以上　5点 ①又は②を1年以上継続雇用　加算点　5点	10点
ケ　新規学卒者等雇用	令和6・7年度に学校教育法に規定する学校若しくは専修学校又は職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設を卒業したものを採用し、基準日において常用雇用労働者として雇用している場合に1人につき3点を加点する。	※上限なし

項　目		内　容	
	コ　保護観察対象者の雇用支援	①基準日において鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構に登録している者に2点を加点する。 ②上記に該当し、かつ、R7.1.1からR8.10.31までの期間に保護観察対象者の雇用実績がある者に2点を加算する。	4点
	サ　災害支援協定及び緊急防疫	基準日において、市との災害支援協定及び鹿児島県との緊急防疫協定を締結している団体の会員である者に対して各20点を加算する。	40点
	シ　災害支援活動	令和6・7年度に市内の公共施設への緊急出動（積雪含む）又は防災パトロールを行った者に、各年度につき6点を加点する。	12点
	ス　伊佐市消防団員雇用	基準日において、常勤職員の中に伊佐市消防団員を雇用している者1人2点加点する。	※上限なし
	セ　男女共同参画支援	基準日において、就業規則に育児休業制度又は介護休業制度を導入している場合に各制度につき2点を加点する。 「次世代育成支援対策推進法」又は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行っている場合に2点加点する。 ※基準日において、計画期間中であること。	6点
	ソ　環境マネジメントシステム認証取得等	基準日において、環境マネジメントシステムの認証を取得している者に加点する。 ①ISO14000シリーズの認証をしている者に10点を加点する。 ②エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの認証を取得している者又はISO14001を自己適合宣言し、市民団体認証を受けている者に5点を加点する。	10点
	タ　暴力団排除活動	（公財）鹿児島県暴力追放運動推進センターが実施する不当要求防止責任者講習を、基準日前3年以内を目安として受講した者について、2点を加点する。	2点
	チ　福利厚生	基準日において、厚生年金基金に加入している者又は確定給付企業年金など企業年金制度を導入している者に10点を加点する。	10点
	ツ　水道修繕工事（※3）	水道修繕センターに加入している者に40点を加点する。	40点
	テ　市内居住従業員数	※基準日において市内に住所を有し、かつ、申請日前3か月以上継続して当該事業者に雇用されている従業員1人1点加点する。　新規項目	※上限なし
	ト　災害復旧工事の受託	対象年度：令和6・7年度 ①20件以上　10点　④5件以上10件未満　4点 ②15件以上20件未満　8点　⑤5件未満　2点 ③10件以上15件未満　6点	10点
(4) 減点事項		対象年度（令和6・7年度）における以下のもの	
	ア　指名停止	指名停止を受けた者を減点 ①3か月未満　△12点　②3か月以上6か月未満　△23点 ③6か月以上　△36点	—
	イ　変更届の遅延	建設業法第11条に規定する変更届の遅延をした者を減点　△4点	—
	ウ　一括下請負	建設業法第22条の規定に違反した者を減点　△12点	—
	エ　指示・営業停止処分	建設業法第28条に規定する行政処分を受けた者を減点 ①指示処分　△23点　②営業停止処分　△29点	—
	オ　取消処分	建設業法第29条に規定する取消処分を受けた者を減点　△40点	—
	カ　許可切れ遅延等	許可切れ新規、更新手続遅延（始末書）の者を減点　△8点	—
	キ　工事遅延	工事遅延等があった者を減点 ①15日以上30日未満　△6点 ②30日以上60日未満　△12点　③60日以上　△20点	—
	ク　棄権行為	棄権行為を減点する　1件△1点	—

（※1）「基準日」とは令和8年10月31日とする。

（※2）「舗装機械保有」は、格付工種「舗装」に適用する。

（※3）「水道修繕工事実績」は、格付工種「上水道」に適用する。